

ながさきけんない かくしちょうしょうがいしゃぎゃくたいぼうし
長崎県内の各市町障害者虐待防止センター

令和3年7月1日現在

市 町	設置場所	電話番号(平日日中)	FAX	電話番号等(休日夜間連絡先)
長崎市	障害福祉課	095-829-1800	095-823-7571	電話:095-829-1800
佐世保市	障がい福祉課	0956-24-1111	0956-25-2281	電話:0956-24-1111
島原市	福祉課 障害福祉班	0957-62-8025	0957-62-2923	電話:0957-63-1111
諫早市	障害福祉課	0957-22-1500	0957-24-0901	電話:0957-22-1500
大村市	大村市総合福祉センター	0957-52-5063	0957-54-1365	電話:0957-52-5063
平戸市	福祉課 障害福祉班	0950-22-9130	0950-22-4421	電話:0950-22-4111
松浦市	福祉事務所 障害福祉係	0956-72-1111	0956-72-1115	電話:0956-72-1111
対馬市	福祉事務所 福祉課	0920-58-1119	0920-58-2551	電話:0920-58-1111
壱岐市	壱岐障害者地域活動支援センターひまわり	0920-47-0116	0920-47-6100	電話:0920-47-0116
五島市	五島市相談支援事業所 サポートセンターゆうなぎ	0959-72-4710	0959-72-4709	電話:0959-72-4710
西海市	福祉課 相談支援事業所 和みの里	西海市役所 福祉課 0959-37-0069	西海市役所 福祉課 0959-29-0050	相談支援事業所 和みの里 電話:095-840-7132
雲仙市	福祉事務所 福祉課 障害班	0957-36-2500	0957-36-8900	電話:0957-36-2500
南島原市	福祉課 障害福祉班	0957-73-6651	0957-85-3142	電話:0957-73-6651
長与町	福祉課 相談支援事業所 和みの里	長与町役場 福祉課 095-801-5827	長与町役場 福祉課 095-883-2061	相談支援事業所 和みの里 電話:095-840-7132
時津町	福祉課 相談支援事業所 和みの里	時津町役場 福祉課 095-865-6940(直通) 095-882-2211(代表)	時津町役場 福祉課 095-881-2764	相談支援事業所 和みの里 電話:095-840-7132
東彼杵町	町民課 福祉係	0957-46-1155	0957-20-1032	電話:0957-46-1111 FAX:0957-20-1032
川棚町	住民福祉課	0956-82-5411	0956-82-3134	電話:0956-82-3131
波佐見町	住民福祉課 社会福祉班	0956-85-2973	0956-85-8161	電話:0956-85-2111
小値賀町	福祉事務所 福祉係	0959-56-3111	0959-43-3077	電話:0959-56-3111
佐々町	住民福祉課	0956-62-2101	0956-62-3178	FAX:0956-62-3178
新上五島町	福祉課	0959-53-1165	0959-52-3741	電話:0959-53-1111

あなたの通報が、早期発見・早期対応につながります。

障害者の虐待にかかわる通報や届出、支援などの相談は、お住まいの市町にある「障害者虐待防止センター(裏面参照)」へご連絡ください。

Q 通報は匿名でもいいのでしょうか?

通報は匿名でもすることができます。
 虐待の通報をした人や届出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、県・市町の職員には守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。

ながさきけんしょうがいしゃけんりょうご
長崎県障害者権利擁護センター

所在地 長崎市橋口町10-22
 長崎県長崎子ども・女性・障害者支援センター内
 開所時間 月～金曜日 9:00～17:45
 (祝日および年末・年始を除く)
 通報、届出等専用電話 0120-294210
 (休日、夜間は留守番電話での対応になります)
 FAX 095-844-1849
 メールアドレス s04760@pref.nagasaki.lg.jp
 受付内容等 使用者(会社・企業)による障害者虐待の通報、届出
 お問い合わせ先(通報、届出、相談等以外)
 電話:095-844-6250

しょうがいしゃぎゃくたい ぶせ
障害者虐待を防ぎましょう

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう し
 ~ 障害者虐待防止法を知っていますか ~



しょうがいしゃぎゃくたい
障害者虐待とは

平成24年10月から、障害者虐待防止法（障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されました。

障害者虐待は、障害者の尊厳を脅かすものであり、障害者の自立や社会参加を妨げる行為です。障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、虐待の防止に取り組みましょう。

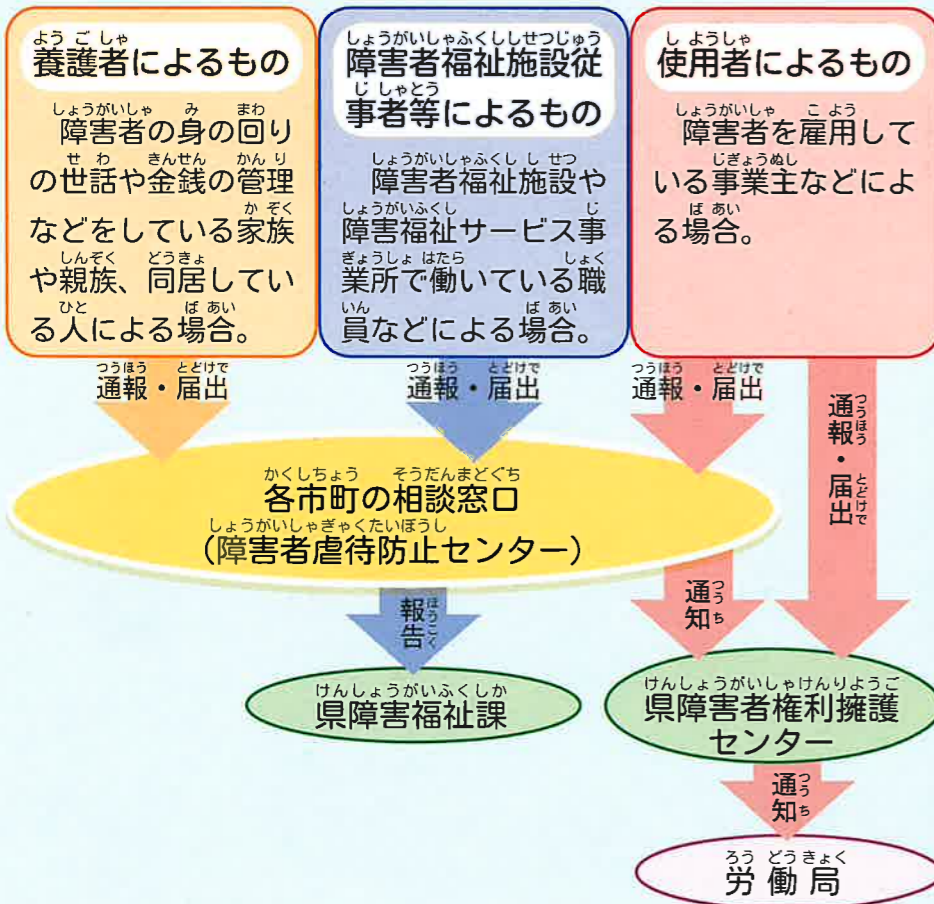
たいしょうひと
対象となる人とは

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある人や、そのほかに心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で、援助を必要とする人が対象となります。

※障害者手帳を持っていない人も含まれます。

しゅるいしょうがいしゃぎゃくたい
3種類の障害者虐待

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。



しょうがいしゃぎゃくたい
障害者の虐待には5つのタイプがあります。

具体的な例としては以下のようなものがありますが、これらが重なって行われている場合もあります。

しんたいてきぎゃくたい
身体的虐待

- 殴る、蹴る、タバコの火を押し付ける、熱湯をかける。
- 戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、縄などでしばる。
- 熱いものや辛いものをむりやり食べさせる。



せいてきぎゃくたい
性的虐待

- 性的暴力、性的行為を強要する。
- 性器や性交、ポルノ雑誌や映像をむりやり見せる。
- 障害者をポルノの被写体にする。



しんりてきぎゃくたい
心理的虐待

- 「バカ」「アホ」などの言葉を浴びせる。
- どなる、ののしる、悪口を言う。
- 無視やいやがらせによって精神的苦痛を与える。



ほうきほうち
放棄・放置

- 身の世話をしない。食事を与えない。
- 衛生管理（入浴、着替え、掃除など）を怠る。
- 必要な治療や福祉サービスを受けさせない。

けいざいてきぎゃくたい
経済的虐待

- 本人の給料・年金などを渡さない。
- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- 預貯金を本人の意思に反して使用する。

ぎゃくたい
虐待のサインを見逃さないで

虐待をしている人が、そのことを自覚していなかったり、虐待されていても、本人が言えなかったりすることがあります。虐待を早期発見するには、**虐待のサイン**を見逃さないことが大切です。

そのためには、地域住民や家族会、障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所、医療機関、警察、行政機関などによる連携・協力が大切です。

